

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	通信業用設備等に係る法定耐用年数の短縮
2	要望の内容	<p>現行の法定耐用年数より短い期間で使用を終えている実態を踏まえ、償却資産の費用負担を適正に配分するため、法定耐用年数を実態に即した年限に短縮する。(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の改正)</p> <p>○ 種類「器具及び備品」の構造又は用途「事務機器及び通信機器」 電話設備その他の通信機器のうち「その他のもの」:10年→6年</p> <p>○ 設備の種類「通信業用設備」のうち「電気通信処理設備」:9年→6年</p>
3	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正による減価償却資産の法定耐用年数区分の見直し 別表第二 機械及び装置の耐用年数表について、「国内電気通信事業用設備」、「国際電気通信用設備」及び「その他の通信設備」を「通信業用設備」として大括りし、法定耐用年数を9年とした。
6	適用又は延長期間	平成23年以降
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 情報通信技術の発展に伴い、情報通信は我が国の社会経済活動に必要不可欠なものとなっている。そのような中、クラウドコンピューティング技術など新たな技術の登場により、世界中のどこからでも情報通信サービスの提供が可能になるなど、情報通信産業はグローバルな競争環境下に置かれており、今後さらなる国際競争力の強化が必要。 減価償却制度は企業の投資活動に大きな影響を与えるものであるため、現行の法定耐用年数の短縮により、新たな高性能・低消費電力の設備の購入を促進し、我が国の情報通信産業における国際競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「クラウドコンピューティング時代の データセンター活性化策に関する検討会報告書(平成22年5月)」(抄)</p> <p>4. 今後の施策展開の在り方 (1) 国際競争上の事業環境の差への対応 (中略)</p> <p>国際競争力を向上させ、国内データセンターを活性化させるため、相対的に高い国内データセンターを構築し、当該データセンターを用いて役務提供を行うコスト等をかんがみると、耐用年数の短縮を始めとする税制支援の検討が必要である。データセンターで利用する機器類について新しい高性能低消費電力のより少数の機器への更改を促進することは、データセンター事業の効率化、低コスト化に繋がるとともに、省電力化など、エネルギー効率の向上にも貢献するものである。このため、データセンターで利用する機器の更改が容易となるよう、当該機器に係る耐用年数の見直しなどの税制支援策について、平成23年度の税制改正を目指し、行政当局において検討を行うことが適当である。</p>

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	ユビキタスネットワークの整備
		③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 通信業務用設備等が現行の法定耐用年数より短い期間で使用を終えている実態を踏まえ、償却資産の費用負担を適正に配分する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正により、実態に即した耐用年数が設定されたか。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、通信業務用設備等の使用実態に即した償却資産の費用負担が適正化される。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	約15,000者
		②: 減収額	0
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年以降) 法定耐用年数により短い期間で使用を終えている通信業務用設備等について、新たな設備の設備への買換えを阻害するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	法定耐用年数を実態に即した年限に短縮することにより、減税によることなく、高効率な設備への買換えを促進することが可能となり、我が国の国際競争力の強化が期待できる。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	なし
10	有識者の見解		総務省が開催した「クラウドコンピューティング時代の データセンター活性化策に関する検討会」において、「当該機器に係る耐用年数の見直しなどの税制支援策について、平成23年度の税制改正を目指し、行政当局において検討を行うことが適当」とされている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		なし